

令和5年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に	第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が172,550円を超えるときは、172,550円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限る。） 77,890円

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が171,650円を超えるときは、171,650円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。） 75,290円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合(4)において「随時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(4)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要する費用として支出された額(その額が86,280円を超えるときは、86,280円)

- (4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が3

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合(4)において「随時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(4)に掲げる場合を除く。)

その月における介護に要する費用として支出された額(その額が85,780円を超えるときは、85,780円)

- (4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が3

8, 900円以下であるとき
に限る。) 38, 900円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組織区分
内閣府	(略) (削る) (略) (削る)
(略)	(略)
金融庁	内部部局の局 証券取引等監視委員会事務局 公認会計士・監査審査会事務局
消費者庁	内部部局のうち東京都に所在するもの 内部部局のうち徳島県に所在するもの

7, 600円以下であるとき
に限る。) 37, 600円

(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組織区分
内閣府	(略) <u>子ども・子育て本部</u> (略) <u>消費者庁</u>
(略)	(略)
金融庁	内部部局の局 証券取引等監視委員会事務局 公認会計士・監査審査会事務局

	の		
こども家庭庁	内部部局の局（官房を含む。） 国立児童自立支援施設		
(略)	(略)	(略)	(略)
厚生労働省	(略) (削る) (略)	厚生労働省	(略) <u>国立児童自立支援施設</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)	備考	(略)

以 上